

令和5年度
一般廃棄物処理実施計画
(ごみ処理実施計画書)

小山広域保健衛生組合

目 次

1. 計画策定の基本事項	
1-1 計画策定の主旨と目的	1
1-2 計画の位置付け	1
1-3 計画対象地域	2
1-4 計画の期間	2
2. 上位計画の把握	
2-1 総合計画	3
2-2 防災計画	3
2-3 環境基本計画	3
2-4 国、県の計画及び目標	4
3. 一般廃棄物の排出状況	
3-1 一般廃棄物の種類	6
3-2 一般廃棄物の処理量及び処理フロー	8
4. ごみ処理実施計画	
4-1 ごみの排出抑制・再資源化計画	10
4-2 収集・運搬計画	11
4-3 中間処理計画	12
4-4 最終処分計画	19

1. 計画策定の基本事項

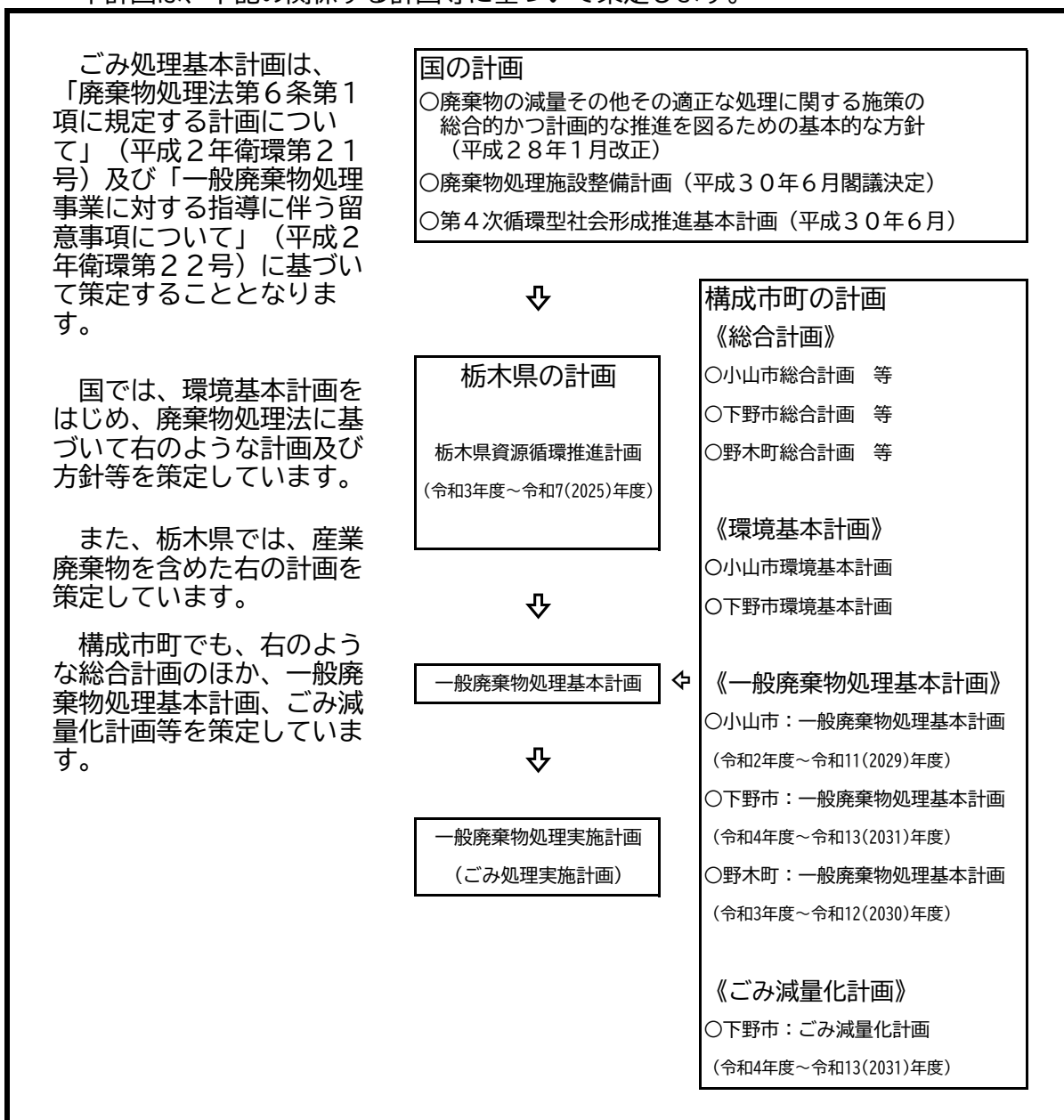
1-1 計画策定の主旨と目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定に基づき、小山広域保健衛生組合一般廃棄物処理実施計画（以下「本計画」という。）を以下のとおり定めます。

本計画は、小山広域保健衛生組合（以下「本組合」という。）を構成する小山市、下野市、野木町（以下「構成市町」という。）の一般廃棄物処理基本計画及びごみ処理施設建設基本構想などを踏まえて、本組合における一般廃棄物の処理を計画的に推進するための基本的事項について定めたものです。

1-2 計画の位置付け

本計画は、下記の関係する計画等に基づいて策定します。



1-3 計画対象地域

本計画の対象地域は、以下のとおりとなります。

本組合の圏域は、栃木県の南部地域に位置しています。

ごみ処理に関する事業については、本組合は小山市、下野市、野木町が対象となります。



1-4 計画の期間

この計画の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までを対象とします。

2. 上位計画の把握

2-1 総合計画

<p>第8次 小山市総合計画</p>	<p>第6章「人と自然が共生した地球にやさしくらしづくり」のなかで、予定している家庭ごみ及び事業ごみの指定ごみ袋の導入により、ごみの排出抑制を図るほか、特に可燃ごみの減量化・資源化を推進するため、市民への啓発や家庭教育・学校教育における環境教育の推進、多量排出事業所への指導を行います。また、 unnecessaryな使い捨てプラスチックの使用削減、再生材や生分解性プラスチックの利用促進、プラスチックごみのリサイクルと適正処理の徹底を図ります。</p>
<p>第2次 下野市総合計画 〔後期基本計画〕</p>	<p>目標3「豊かな自然と人に優しい環境が共生した安全・安心なまちづくり」のなかで、市民の分別意識向上を図り効果的な啓発活動を行い、ごみの排出量削減と資源化を推進します。</p>
<p>第8次 野木町総合計画 〔後期基本計画〕</p>	<p>基本目標2「自然と共生したうらおいのあるまち」のなかで、町民や事業者に対し、ごみ減量化・資源化や情報提供および働きかけを推進することにより、循環型社会の形成に向けたまちづくりを推進します。</p>

2-2 防災計画

<p>小山市地域防災計画 (令和5年3月)</p>	<p>第2編「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」第2章「災害応急対策計画」で廃棄物処理活動に関する計画を示し、ごみ処理体制の確立、ごみ収集、がれき類の処理対策、留意事項等を定めています。 第3編「震災対策編」で第2編を準用しています。</p>
<p>下野市地域防災計画 (令和4年3月)</p>	<p>第2編「水害、台風・竜巻等風害等対策編」第2章「災害応急対策計画」で廃棄物処理活動計画を示し、ごみ処理に関し、実施体制・排出量の推計・収集運搬・廃棄物の種類ごとの対応方針について定めています。また、がれき類に関しても同様に定めています。 第3編「震災対策編」で第2編を準用しています。</p>
<p>野木町地域防災計画 (令和5年3月)</p>	<p>「水害・台風、竜巻等風害対策編」「第3章応急対策」で廃棄物処理活動計画を示し、ごみ処理に関し、連絡体制・排出量の推量・収集運搬・留意事項等について定めています。また、損壊家屋等の解体並びにその発生物の処理に関しても同様に定めています。 「震災対策編」で「水害・台風、竜巻等風害対策編」を準用しています。</p>

2-3 環境基本計画

<p>栃木県環境基本計画 (令和5年3月)</p>	<p>重点的な取組を「資源循環推進プロジェクト」と掲げ、指標として、以下の数値を示しています。</p> <p style="text-align: center;">指 標</p> <p style="text-align: center;">県民1人1日当たりの生活系一般廃棄物の排出量(g)</p> <p style="text-align: center;">672【H30(2018)】⇒650【R7(2025)】</p>
-------------------------------	---

2-4 国、県の計画及び目標

(1) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年1月改正）

一般廃棄物については、現状（平成24年度）に対し、令和2年度において排出量を約12%削減し、再生利用量を約21%から約27%に増加させるとともに、最終処分量を約14%削減するという方針です。

この基本方針は、令和2年度を目標年度としておりますが、基本方針の内容に大幅な変更の必要がないことから、改訂を行わず、第四次循環型社会形成推進基本計画等の目標を参考に施策を進めてまいります。数値目標を以下に示します。

一般廃棄物の減量化の目標値

単位：100万t/年

	令和2(2020)年度	令和7(2025)年度
排出量	39.6	38.0
再生利用量	10.7 (27.0%)	10.6 (27.9%)
中間処理による減量	24.9 (62.9%)	24.2 (63.7%)
最終処分量	4.0 (10.1%)	3.2 (8.4%)

(2) 廃棄物処理施設整備計画（平成30年6月閣議決定）

2018年度～2022年度を計画期間とする次期廃棄物処理施設整備計画では、人口減少等の社会構造の変化に鑑み、ハード・ソフト両面で、3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備を推進する必要があります。

同計画の具体的な目標及び指標として以下が示されています。

同計画による主な目標及び指標

目標	ごみの発生量を減らし、適正な循環的利用を推進するとともに、減量効果の高い処理を行い、最終処分量を削減し、着実に最終処分を実施する。
指標	○ごみのリサイクル率（一般廃棄物の出口側の循環利用率） 27%（2022年度見込み） → 28%（2025年度） ※一般廃棄物の排出量に対する循環利用量の割合 ○一般廃棄物最終処分場の残余年数 2022年度に2017年度の水準（20年分）を維持する。
目標	焼却せざるを得ないごみについては、焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保する。
指標	○期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値 19%（2017年度見込み） → 21%（2022年度） ○廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合 40%（2017年度見込み） → 46%（2022年度）

(3) 第4次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）

同計画では循環型社会形成の一層の推進を図ることを目指しており、一般廃棄物の減量化に関する同計画の取組指標に関しては以下のとおりです。

同計画による取組指標

指標	数値目標	目標年次	備考
1人1日当たりのごみ排出量	約850g/人/日	2025年度	
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約440g/人/日	2025年度	廃棄物処理基本方針
事業系ごみ排出量	約1,100万t	2025年度	

(4) 栃木県の一般廃棄物の目標値

栃木県資源循環推進計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）では、一般廃棄物の排出に関して、平成30年度を基準とし、廃棄物をできるだけ発生させない意識の浸透を図るなどの取組により排出量を約8%削減すること、廃プラスチック等の廃棄物の循環利用を促進させることで再生利用率を19%に増加し、最終処分量を約8%削減することを目標にしています。

栃木県一般廃棄物の目標値

	平成30(2018)年度	令和7(2025)年度
	基準年	目標
一般廃棄物排出量	664千t	612千t
再生利用率	16%	19%
最終処分量	57千t	53千t

(5) 栃木県プラスチック資源循環推進条例（令和2年3月施行）

栃木県プラスチック資源循環推進条例は、プラスチックが資源として適正に循環する体制を築き、持続可能な循環型社会を実現することを決意し制定したものであり、プラスチック資源循環の推進と循環型社会の形成並びに県民の健康の保持及び増進に寄与することを目的としています。

プラスチック資源循環の推進に関する基本的施策

廃プラスチック類等の発生の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製容器等が過剰に使用されていない商品を選択する ・繰り返し、長期間使用する
廃プラスチック類等の循環的な利用の推進等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は自ら適正に循環的な利用を行う ・県民は分別して回収されることに協力する
廃プラスチック類等の適正な処分	<ul style="list-style-type: none"> ・循環的な利用が行われない廃プラスチック類等を適正に処分する

3. 一般廃棄物の排出状況

3-1 一般廃棄物の種類

(1) ごみの種類

施設	ごみの種類	内 容
中央清掃センター	燃やすごみ	生ごみ（野木町から発生したものを除く）、紙くず、木くず、容リ法対象外ビニ・プラ等
	可燃系粗大ごみ	畳、ふとん等
	可燃系資源物	小山市から発生した新聞、雑誌、段ボール、古布、紙パック
リサイクルセンター	燃えないごみ	陶磁器、金属製品等
	可燃系粗大ごみ	木製家具等（畳、ふとん等を除く）
	不燃系粗大ごみ	ソファー、ベッド、スチールラック等
	不燃系資源物	飲料用びん、鉄缶、アルミ缶、ペットボトル
	有害ごみ	乾電池、蛍光灯、スプレー缶、ライター、体温計、温度計（水銀計を含む）
	小型家電	携帯電話、デジタルカメラ等家庭用電気製品
	可燃系資源物	下野市から発生した新聞、雑誌、段ボール、古布、紙パック
南部清掃センター	生ごみ	野木町から発生した生ごみ
	プラスチック製容器包装	プラスチック製の容器、カップ等
	剪定枝	枝葉等
	可燃系資源物	野木町から発生した新聞、雑誌、段ボール、古布、紙パック

(2) ごみの搬入制限

1) 中央清掃センターでは処理できないごみ

①	処理により施設を損なうおそれのあるもの	長さ2mを超えるもの
②	分別がされていないもの (リサイクルセンター取扱品)	燃えないごみ、不燃系資源物、有害ごみ、不燃系粗大ごみ、可燃系粗大ごみ（畳、ふとん等を除く）
③	分別がされていないもの (南部清掃センター取扱品)	プラスチック製容器包装、剪定枝

2) リサイクルセンターでは処理できないごみ

①	資源化の障害になるもの	キャップ、ラベルを外していないペットボトル等
②	処理により施設を損なうおそれのあるもの	長さ2mを超えるもの（但し、ベッド、タンス等の一部家具を除く）
③	分別がされていないもの (中央清掃センター取扱品)	燃やすごみ、可燃系粗大ごみ（畳、ふとん等）
④	分別がされていないもの (南部清掃センター取扱品)	プラスチック製容器包装、剪定枝

3) 南部清掃センターでは処理できないごみ

①	資源化の障害になるもの	野木町指定紙袋に入っていない生ごみ、毒性のある植物、繊維質の多い植物、病害虫に侵された植物の剪定枝、木の根
②	処理により施設を損なうおそれのあるもの	太さ20cm以上、長さ2m以上の剪定枝
③	分別がされていないもの (中央清掃センター取扱品)	燃やすごみ、可燃系粗大ごみ(畳、ふとん等)
④	分別がされていないもの (リサイクルセンター取扱品)	燃えないごみ、不燃系資源物、有害ごみ、不燃系粗大ごみ、可燃系粗大ごみ(畳、ふとん等を除く)

4) 全ての施設で処理できないごみ

①	有害性物質を有するもの	特別管理一般廃棄物(在宅医療廃棄物のうち注射針やチューブ(カテーテル)に付属する針等)、廃酸、廃アルカリ、農薬、殺虫剤等
②	処理に際して危険性のあるもの	廃油、ガスボンベ、スプレー缶(但し、使い切ったものは可)等
③	燃焼により有害性ガスを発生するもの	薬品等
④	特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に定めるもの	テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
⑤	自動車部品等	自動車リサイクル法等に該当するもの (自動車及びバイクのタイヤ、バッテリー、バンパー等)
⑥	産業廃棄物	建築廃材、農機具、農業用ビニール、パレット、事業系プラスチック、事業系鉄・ガラスくず、事業用事務機器等
⑦	処理困難としているもの	大量のごみ(但し、1日2tトラック1台は可)、木の根(条件付きで搬入可)、土砂、洗濯物干し台、消火器、ピアノ、灰、石、漬物石、ペンキ、多量の蛍光灯、耐火金庫等
⑧	自らの施工が困難で業者に依頼することが一般的であると認められるもの	【物置、車庫】 木造及び組立式の物置で基礎のあるもの、組立式の車庫
		【住宅用設備機器(工事の必要のあるもの)】 浴槽、流し台、洗面台、便器、ボイラー、温水器(電気、ソーラー)、井戸ポンプ、太陽光発電パネル等
		【住宅建設資材】 床材、廃材木、鉄骨、壁材、コンクリートがら、ブロック、レンガ、瓦、屋根材等

3-2 一般廃棄物の処理量及び処理フロー

(1) ごみの搬入予想量

ごみの搬入予想量は以下のとおりです。

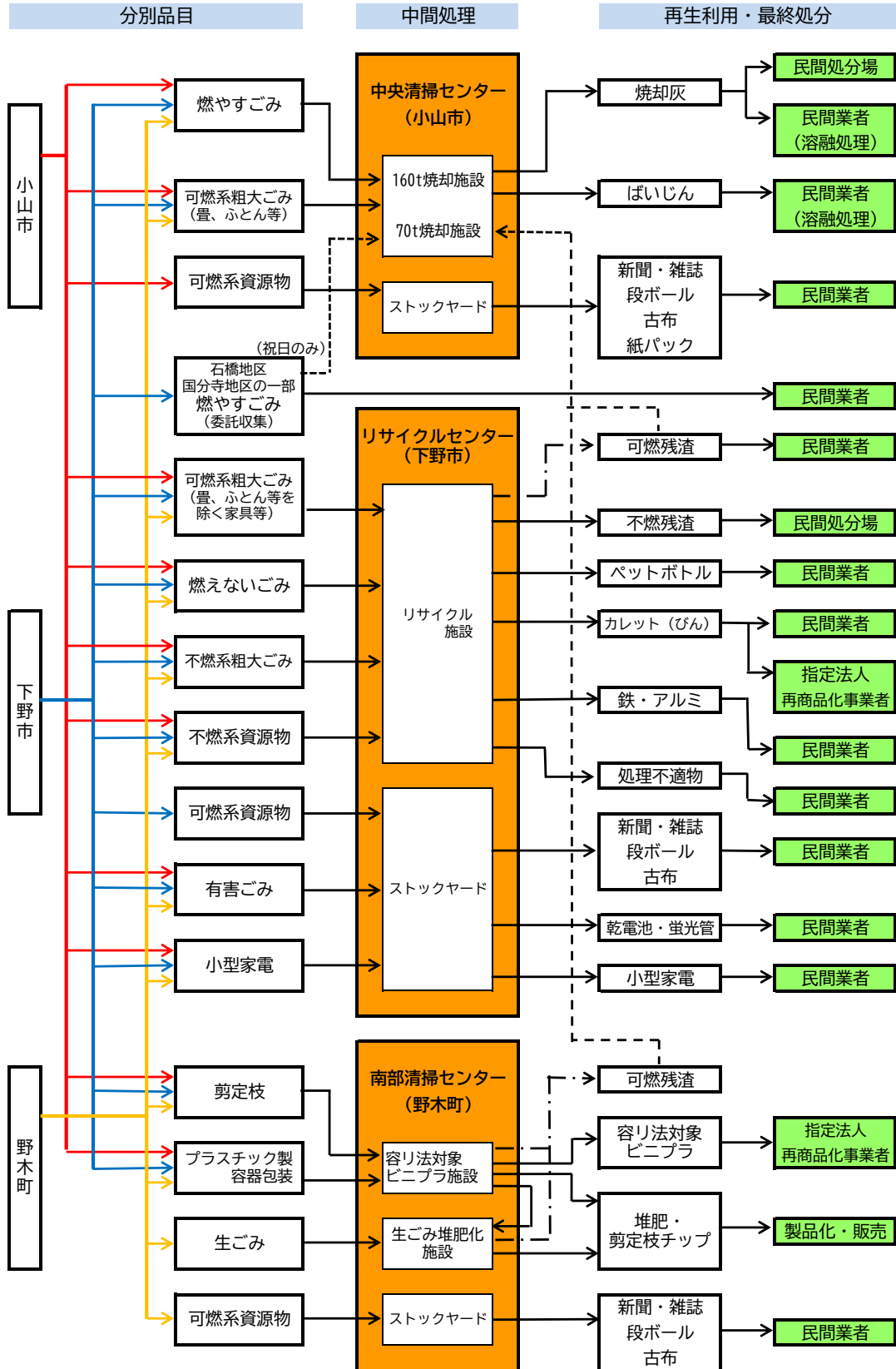
(単位：t)

区 分	中央清掃センター	リサイクルセンター	南部清掃センター	搬入量合計
燃 や す ご み	58,968.3	—	—	58,968.3
可 燃 系 粗 大 ご み	109.9	—	—	109.9
燃 え な い ご み	—	6,448.3	—	6,448.3
不 燃 系 粗 大 ご み	—	633.7	—	633.7
不 燃 系 資 源 物	—	2,183.4	—	2,183.4
乾 電 池	—	161.5	—	161.5
蛍 光 管	—	29.5	—	29.5
小 型 家 電	—	250.9	—	250.9
プラスチック製容器包装	—	—	2,534.6	2,534.6
剪 定 枝	—	—	1,470.9	1,470.9
生ごみ（野木町）	—	—	719.0	719.0
新聞・段ボール	893.1	437.6	250.7	1,581.4
雑誌・古布	1,137.4	649.0	305.5	2,091.8
紙 パ ッ ク	1.0	—	—	1.0
合 計	61,109.7	10,793.9	5,280.7	77,184.3

※ 処理量は小数点第2位を四捨五入しているため、小計及び合計に誤差が生じることがあります。

(2) ごみ処理フロー

令和5年度ごみ処理フローを示します。



※ リサイクルセンター・南部清掃センターに搬入された可燃系資源物のうち、資源化できないものは中央清掃センターに運搬後、焼却処理を行います。

4. ごみ処理実施計画

4-1 ごみの排出抑制・再資源化計画

(1) 排出抑制の方法

排出抑制のための方策は構成市町がそれぞれ実施しますが、本組合が中心となり減量化に取り組んでいます。

(2) 資源化の方法及び推定量

(単位：t)

資源化対象物		資源化量	資源化の方法及び利用先	
焼却灰		2,511.3	溶融スラグ化し建設資材等に利用	
ばいじん		2,156.5		
鉄類（磁性物）		2,104.6	原料として利用（マテリアルリサイクル）	
非鉄金属（雑アルミ）		185.5		
鉄缶（※1）		107.4		
アルミ缶（※1）		316.1		
ペットボトル（※1）		754.3		
ガラスびん	白色	63.3	容器包装リサイクル法に基づく再商品化	
	茶色	257.8		
	緑色	71.9		
	その他	612.5	破碎処理し、建設資材等に利用	
乾電池		161.5	搬出後、破碎処理し、原料として利用	
蛍光管		29.5		
小型家電		250.9	各種金属の回収	
プラスチック製容器包装（※1、※2）		1,938.0	容器包装リサイクル法に基づく再商品化	
剪定枝（南部清掃センター ※3）		1,460.2	製品化して販売	
木材（剪定枝以外）		7.9	チップ化して畜舎等に利用	
生ごみ（南部清掃センター ※3）		474.9	堆肥化して販売（※5）	
新聞		453.6	原料として利用（マテリアルリサイクル）	
段ボール		1,127.8		
雑誌		1,326.9		
紙パック		1.0		
古布（※4）		764.9	海外にて再利用（リユース）	
合計		17,138.4	資源化率	22.2%（※6）

※1 プラスチック製容器包装、鉄缶、アルミ缶、ペットボトルに関しては、運搬効率のため、圧縮され、処理先に運搬されます。

※2 プラスチック製容器包装の資源化量には、38.8 t（資源化量の2%）の製品プラを含みます。

※3 生ごみ、剪定枝は、南部清掃センターにて資源化された後、維持管理事業者により製品化・販売されます。

※4 古布は海外で衣類として再使用される他、一部は国内でウエスとして利用されます。

※5 資源化される生ごみから、約12.5 tの堆肥が生産されます。

※6 資源化率は、搬入量に占める資源化量の割合です。

※7 資源化量は小数点第2位を四捨五入しているため、合計に誤差が生じることがあります。

4-2 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬についての実施主体

構成市町により実施されています。

(2) 収集区域の範囲

収集区域は、小山市、下野市及び野木町です。

(3) 収集区分及び収集頻度

		小山市	下野市	野木町
可燃物	燃やす(可燃)ごみ	週2回	週2回	週2回
	生ごみ	燃やす(可燃)ごみに含む	燃やす(可燃)ごみに含む	週2回
	剪定枝	月1回	月2回	月2回
プラスチック製容器包装		週1回	週2回	週1回
粗大ごみ		戸別収集 (要申込)	ステーション収集 隔週1回(要申込)	委託業者に依頼
燃えないごみ		月2回	月2回	月2回
資源物	びん、缶(飲料用)	月2回	月2回	月2回
	ペットボトル	月2回	月2回	月2回
	紙パック	月1回	月2回	月2回
	新聞・雑誌・段ボール	月1回	月2回	月2回
	古布	月1回	月1回	月2回
有害ごみ	乾電池	月1回	月1回	—
	蛍光灯	月1回	月1回	月2回
	小型家電	月1回	月1回	月2回
	スプレー缶・ガス缶	月1回	月1回	月2回
	その他	月1回	月1回	—
拠点回収	小型家電	○	○	○
	乾電池	—	○	○
	廃食用油	○	○	○
	紙パック	○	—	—

4-3 中間処理計画

(1) ごみの種類及び処理方法

ごみの種類		処理方法
燃やすごみ		焼却処理
可燃系粗大ごみ		破碎後、焼却処理
燃えないごみ		破碎後、鉄・アルミ・可燃物・不燃物残渣に選別し、鉄・アルミは資源化、可燃物は焼却処理
不燃系粗大ごみ		
ベッド、マットレス、ソファ		解体後、可燃物と金属部分に選別し、可燃物は焼却処理、金属部分は資源化
不燃系資源物	鉄缶・アルミ缶	資源化のため選別・圧縮
	ペットボトル	資源化のため選別・圧縮
	ガラスびん	資源化のため選別
有害ごみ	乾電池	資源化のため選別
	蛍光管	
	小型家電	
プラスチック製容器包装		資源化のため選別・圧縮・梱包
剪定枝		堆肥化・チップ化
生ごみ（野木町分）		堆肥化
可燃系資源物 (段ボール、古布、雑誌、新聞紙、紙パック)		資源化のため選別、保管

(2) 処理施設の概要

区 分		竣工年月	処理方式	処理規模	備考
中央 清掃センター 小山市大字塩沢 576番地15	ごみ焼却施設 ●燃やすごみ ●可燃系粗大ごみ (畳、ふとん等)	S61.3	全連続燃焼式 ストーカ炉	160 t/日 (24h) (80 t×2炉)	H14.9 飛灰固形化施設
		H28.9	全連続燃焼式 ストーカ炉	70 t/日 (24h)	発電設備、 温水供給設備あり
	ストックヤード ●可燃系資源物	H26.3	選別・保管	29.00 t	古布、古紙類
リサイクル センター 下野市下坪山 1632番地	リサイクルセンター棟 ●燃えないごみ ●可燃系粗大ごみ (木製家具等) ●不燃系粗大ごみ ●不燃系資源物	H31.3	破碎・選別	40 t/日 (5h)	
			選別・ 一部圧縮	10 t/日 (5h) 3.3 t/日 (5h)	びん・缶 ペットボトル
	ストックヤード ●可燃系資源物 ●有害ごみ ●小型家電	H31.3	保管	18.10 t	古布、古紙類
				24㎡	蛍光管、乾電池
				35㎡	小型家電
南部 清掃センター 野木町大字 南赤塚 1513番地2	ビニプラ法対象 容リ法対象 施設	H28.3	圧縮・梱包	21 t/日 (5h)	
			堆肥化・ チップ化	9.4 t/日 (5h)	
	生ごみ堆肥化施設 ●生ごみ		堆肥化	4.1 t/日 (5h)	
	ストックヤード ●可燃系資源物	H26.3	保管	12.47 t	古布、古紙類

(3) 搬入される廃棄物の搬入形態の内訳及び処理推定量

構成市町が定める廃棄物処理実施計画のごみ発生量(排出量)を、各施設の搬入実績に基づき搬入割合で案分し、推定量を求めています。なお、小数点第2位を四捨五入しているため、0.0表記となる項目があります。

① 燃やすごみ及び可燃系粗大ごみ(下野市石橋地区を除く)

(単位：t)

搬入形態	市町別	中央清掃センター 160t・70t焼却炉		合計	
		燃やすごみ	可燃系粗大ごみ		
直営ごみ	小山市	767.3	0.0	767.3	
	下野市	5.7	0.0	5.8	
	野木町	92.4	0.1	92.5	
委託ごみ	小山市	27,720.4	1.9	27,722.4	
	下野市	9,532.6	10.0	9,542.5	
	野木町	3,864.7	2.1	3,866.8	
事業系ごみ	小山市	11,912.3	5.0	11,917.4	
	下野市	1,891.9	7.0	1,898.9	
	野木町	986.0	8.7	994.7	
直接搬入ごみ (一般家庭)	小山市	1,829.5	59.5	1,888.9	
	下野市	259.9	6.3	266.2	
	野木町	105.6	9.3	114.9	
小計		58,968.3	109.9	59,078.2	
リサイクルセンター残渣				1,611.2	
南部清掃センター残渣				843.6	
搬入量合計				61,532.9	
焼却処理後物 排出内訳		焼却灰(埋立)		1,389.8	
		焼却灰(溶融)		2,511.3	
		ばいじん(埋立)		0.0	
		ばいじん(溶融)		2,156.5	
		外部施設処理	焼却灰(埋立)		690.0
			焼却灰(溶融)		75.0
			ばいじん(埋立)		370.0
			ばいじん(溶融)		70.0
				合計	

※ 処理量は小数点第2位を四捨五入しているため、小計及び合計に誤差が生じることがあります。

② 燃えないごみ及び不燃系粗大ごみ、不燃系資源物

(単位：t)

搬入形態	市町別	リサイクルセンター			合計
		燃えないごみ	不燃系粗大ごみ	不燃系資源物	
直営ごみ	小山市	149.9	0.1	1.3	151.3
	下野市	14.1	3.5	0.0	17.6
	野木町	22.8	0.0	0.0	22.8
委託ごみ	小山市	2,462.0	50.9	1,348.5	3,861.4
	下野市	563.8	37.2	597.8	1,198.8
	野木町	312.2	7.8	218.6	538.5
事業系ごみ	小山市	493.9	28.2	7.3	529.4
	下野市	46.7	56.5	9.8	113.1
	野木町	15.2	11.5	0.0	26.7
直接搬入ごみ (一般家庭)	小山市	1,868.2	293.3	0.0	2,161.6
	下野市	421.3	101.4	0.0	522.8
	野木町	78.1	43.2	0.0	121.4
搬入量合計		6,448.3	633.7	2,183.4	9,265.4
施設処理量合計					9,265.4
粗大燃 ごみ イ み ン	破碎可燃物				1,611.2
	不燃物残渣				3,180.8
	磁性物(雑鉄)				2,104.6
	非鉄金属(雑アルミ)				185.5
不燃系 資源物 ライ ン	鉄缶プレス品				107.4
	アルミ缶プレス品				316.1
	ペットボトルプレス品				754.3
	ガラスびん(白色)				63.3
	ガラスびん(茶色)				257.8
	ガラスびん(緑色)				71.9
	ガラスびん(その他)				612.5

※ 処理量は小数点第2位を四捨五入しているため、小計及び合計に誤差が生じることがあります。

③ 有害ごみ

(単位：t)

搬入形態	市町別	リサイクルセンター
直営ごみ	小山市	0.0
	下野市	0.0
	野木町	0.0
委託ごみ	小山市	68.5
	下野市	30.6
	野木町	90.0
事業系ごみ	小山市	0.0
	下野市	0.0
	野木町	0.0
直接搬入ごみ (一般家庭)	小山市	0.0
	下野市	0.0
	野木町	0.0
搬入量合計		189.2
搬出(資源化)量	乾電池	160.0
	蛍光管	29.2

④ 小型家電

(単位：t)

搬入形態	市町別	リサイクルセンター
直営ごみ	小山市	0.0
	下野市	0.0
	野木町	0.0
委託ごみ	小山市	92.7
	下野市	39.6
	野木町	116.4
事業系ごみ	小山市	0.0
	下野市	0.0
	野木町	0.0
直接搬入ごみ (一般家庭)	小山市	0.0
	下野市	0.0
	野木町	0.0
搬入量合計		248.6
搬出(資源化)量		248.6

※ 処理量は小数点第2位を四捨五入しているため、小計及び合計に誤差が生じることがあります。

⑤ プラスチック製容器包装

(単位：t)

搬入形態	市町別	南部清掃センター	
		容り法対象ビニプラ施設	
直営ごみ	小山市	2.5	
	下野市	0.0	
	野木町	0.0	
委託ごみ	小山市	1655.5	
	下野市	688.1	
	野木町	158.3	
事業系ごみ	小山市	0.4	
	下野市	0.1	
	野木町	0.0	
直接搬入ごみ (一般家庭)	小山市	25.0	
	下野市	1.3	
	野木町	3.5	
搬入量合計		2534.6	
搬出(資源化)量		1938.0	
搬出(残渣)量		596.6	

※ プラスチック製容器包装の資源化量には、38.8 t (資源化量の2%)の製品プラ(ごみ収集袋)を含んでおり、それらは容り法対象プラと同様に資源化しています。

⑥ 剪定枝

(単位：t)

搬入形態	市町別	南部清掃センター	
		容り法対象ビニプラ施設	
直営ごみ	小山市	47.2	
	下野市	0.0	
	野木町	9.5	
委託ごみ	小山市	80.7	
	下野市	60.7	
	野木町	18.4	
事業系ごみ	小山市	156.9	
	下野市	0.6	
	野木町	114.0	
直接搬入ごみ (一般家庭)	小山市	657.9	
	下野市	76.7	
	野木町	248.3	
搬入量合計		1,470.9	
搬出(資源化)量		1,460.2	
搬出(残渣)量		2.8	
搬出(外部搬出)量		7.9	

※ 処理量は小数点第2位を四捨五入しているため、小計及び合計に誤差が生じることがあります。

⑦ 生ごみ

(単位：t)

搬入形態	市町別	南部清掃センター 生ごみ堆肥化施設	
委託ごみ	野木町		659.7
事業系ごみ			58.3
直接搬入ごみ (一般家庭)			1.0
搬入量合計			719.0
搬出(資源化)量			474.9
搬出(残渣)量			244.1

※ 資源化される生ごみから、約12.5 tの堆肥が生産されます。

⑧ 可燃系資源物

(単位：t)

搬入形態	市町別	中央清掃センター、リサイクルセンター、 南部清掃センター			合 計
		可燃系資源物ストックヤード			
		新聞・段ボール	雑誌・古布	紙パック	
直営ごみ	小山市	19.5	19.1	1.0	39.6
	下野市	0.0	0.1	0.0	0.2
	野木町	0.0	0.2	0.0	0.2
委託ごみ	小山市	707.0	810.5	0.0	1,517.5
	下野市	437.4	647.7	0.0	1,085.1
	野木町	237.2	274.9	0.0	512.1
事業系ごみ	小山市	3.2	9.8	0.0	12.9
	下野市	0.2	1.1	0.0	1.3
	野木町	0.2	0.0	0.0	0.2
直接搬入ごみ (一般家庭)	小山市	163.5	298.1	0.0	461.5
	下野市	0.0	0.0	0.0	0.0
	野木町	13.3	30.4	0.0	43.7
搬入量合計		1,581.4	2,091.8	1.0	3,674.2
搬出量 (資源化)	新聞				453.6
	段ボール				1,127.8
	雑誌				1,326.9
	古布				764.9
	紙パック				1.0

※ 処理量は小数点第2位を四捨五入しているため、小計及び合計に誤差が生じることがあります。

4-4 最終処分計画

①中央清掃センターより発生する処理残渣の数量及び処分方法

(単位：t)

残渣等の名称	数量	処分方法
焼却灰	1,389.8	民間処分場に埋立
	2,511.3	民間溶融施設にてスラグ化
ばいじん	2,156.5	民間溶融施設にてスラグ化
焼却灰（外部施設処理）	690.0	民間処分場に埋立
	75.0	民間溶融施設にてスラグ化
ばいじん（外部施設処理）	370.0	民間処分場に埋立
	70.0	民間溶融施設にてスラグ化

②リサイクルセンターより発生する処理残渣の数量及び処分方法

(単位：t)

残渣等の名称	数量	処分方法
不燃物残渣	2,878.8	民間処分場に埋立
	302.0	民間施設にて焼却処理
	6.0	焼却処理後、民間処分場に埋立

令和5年度
一般廃棄物処理実施計画
(生活排水処理実施計画書)

小山広域保健衛生組合

令和5年度 小山広域保健衛生組合生活排水処理実施計画

1. 基本方針

一般廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るものとする。

2. 計画期間

本実施計画の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

3. 計画区域

本実施計画の対象区域は、小山広域保健衛生組合管内とする。

小山市・下野市・上三川町・野木町

4. 処理施設の概要

本施設の概要は以下のとおりである。

項目	内容
施設名称	小山広域クリーンセンター
所在地	栃木県小山市大字塩沢604番地
敷地面積	49,209.92㎡
建物	管理棟：鉄筋コンクリート造 地上2階建 処理棟：鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地下1階 地上2階建
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式+高速堆肥化処理
処理能力	191kL/日 (し尿48kL/日、浄化槽汚泥115kL/日、農集排汚泥28kL/日) (生ごみ1.4t/日)
放流先	利根川水系一級河川 思川
工期	着工：平成13年10月 竣工：平成16年 3月
稼働日数	365日/年
受入日数	241日/年

5. し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥の処理計画

本施設で処理すべき処理計画量は36,792 t/年とする。
なお、処理計画の内訳は以下のとおりとする。

処 理 内 訳	処理計画量
生し尿	5,110 t/年
浄化槽汚泥	21,462 t/年
農業集落排水汚泥	10,220 t/年
合 計	36,792 t/年

6. 生ごみ搬入自治体及び生ごみ処理量

本施設で処理すべき生ごみの受入自治体は、小山市及び下野市（国分寺地区、南河内地区）とする。

なお、生ごみの処理量は181 t/年とする。

7. し渣の処分方法

本施設から発生するし渣の処分方法は、一般廃棄物として小山広域保健衛生組合中央清掃センター焼却施設で可燃ごみとして焼却処理する。

なお、処分量は100 t/年とし、含水率は60%以下とする。

8. 受入槽清掃汚泥の処分方法

本施設から発生するし尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥の受入槽清掃汚泥の処分方法は、一般廃棄物として埼玉県寄居町に所在する民間事業者の熔融処理施設で焼却処理し、処理後物は資源化して有効利用を図る。

なお、処分量は255 t/年とする。

9. し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥の処理後の汚泥処分方法

本施設から発生するし尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥の処理後の汚泥処分方法は、循環型社会形成の観点から、有機性廃棄物の生ごみとあわせて堆肥化（汚泥発酵肥料『すくすく君』）することで、資源化して有効利用を図る。

なお、資源化量は366 t/年とする。

10. 収集・運搬処理業者

し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥及び生ごみは、構成市町において許可及び委託を受けた一般廃棄物処理業者によって収集・運搬するものとする。

11. 施設使用許可業者一覧

本施設の使用許可業者は以下のとおりとする。

(1) し尿・浄化槽汚泥・農業集落排水汚泥

事業者名	収集・運搬許可市町名
協和興業株式会社	小山市
栃南産業株式会社	下野市 上三川町
野木衛生社	野木町
カワバ産業株式会社	野木町
有限会社国分寺産業	下野市（国分寺・南河内地区）
関東産業衛生社	下野市（国分寺・南河内地区）
有限会社マルフジ	下野市（石橋地区） 上三川町

(2) 生ごみ

事業者名	収集・運搬許可市町名
株式会社リヴェール東洋	小山市
有限会社ミヒロ	小山市
有限会社アオキ	下野市（国分寺・南河内地区）